

株式会社 ジェイネット
確認検査業務約款

(責務)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイネット（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書、引受承諾書及び引受証を含む。以下同じ。）及び「株式会社ジェイネット確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 甲は、乙への申請書及び添付図書について事実と相違ない事を記載しなければならない。
 - 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書又は引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）まで行わなければならない。
 - 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、すみやかにこれに応じなければならない。
 - 5 甲は、別に定める「株式会社ジェイネット確認検査業務手数料規程」に基づき算定され、引受承諾書又は引受証に定められた額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書又は引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 7 甲は、乙が確認検査の業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
 - 8 甲は、乙の確認検査の業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し、乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、すみやかに補正や追加説明書等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書等必要な措置についても同様とする。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
- (1) 確認業務 引受日より、建築基準法第6条第4項に規定する期日（規程第13条に定める休日、及び消防同意に要する期間は除く。）
 - (2) 中間検査業務 引受証に定める中間検査予定日の翌日

(3) 完了検査業務 引受証に定める完了検査予定日の翌日

(4) 仮使用認定業務 引受承諾書に定める検査予定日の翌日

- 2 乙は、甲が前条第5項から第8項までに定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日及び支払方法)

第3条 甲の支払期日は前納とし、それぞれ建築確認の引受日、中間検査、完了検査又は仮使用の認定の引受日までに銀行振込（振込済証の写しを提出）により納入する。ただし、緊急を要する場合には、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の払込に要する費用は申請者の負担とする。

(確認審査中の計画変更)

第4条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、甲は、当該確認の申請をすみやかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとみなす。

(甲の解除権)

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのないとき

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、そ

の賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わないとき
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への報告)

第7条 乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に対象建築物等（建築物に限る。）の計画の概要を、当該特定行政庁に通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(電子申請)

第8条 甲の確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織を使用する方法により交付する。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。

- (1) 引受承諾書及び引受証
- (2) 確認済証及びその交付時における副本
- (3) 適合しない旨の通知書及びその交付時における副本並びに適合するかどうかを決定できない旨の通知書
- (4) 中間検査合格証及び中間検査合格証を交付できない旨の通知書
- (5) 検査済証及び検査済証を交付できない旨の通知書
- (6) 仮使用認定通知書及びその交付時における副本
- (7) 基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書及びその交付時における副本

2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期間までとする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については、行わない。

3 乙は、規程第13条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下「業務時間」とい

う。)内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合はすみやかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は、次の業務時間内にそれぞれ規程第17条第2項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。

4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第14条に規定する事務所とする。

(リモート検査)

第9条 乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定においてリモート検査を行うことができる。

2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。

(1) 検査体制(使用する機器、WEB会議システム等)

(2) 書類検査の方法

(3) 検査補助者の安全対策

(4) 検査が中断したときの対応

(5) 映像・音声の記録及び保存の取扱い

3 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、検査を補助することができるよう協力しなければならない。

4 甲は、第2項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる、

5 乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、規程第14条に規定する事務所とする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。ただし、各特定行政庁への対応は、確認検査の業務の適確な実施に必要な情報の提供その他必要な配慮をうけることから連携を密にするものとする。

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、この契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。